

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和6年12月12日（木曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午前11時 1分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席） 委員長 三 上 周 治 副委員長 小 西 利 一

委 員 太 田 善 介 委 員 荒 木 将之介

委 員 深 見 昌 宏 委 員 小 川 進 一

委 員 加 藤 保 博

（欠 席） なし

（その他出席者） 議 長 村 木 理 英

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 村 佳 子

同次長 宇 野 裕

同庶務調査係主事 柴 田 美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長 中 島 邦 夫 政策監 難 波 敏 文

総合政策部長 梅 田 政 徳 政策調整課長 難 林 啓 二

財政課長 岡 真 里 産業部長 西 川 茂

農林課長 中 山 知 輝 建設部長 河 田 秀 則

地域応援課長 難 波 昭 彦 地域応援課主幹 安 原 和 行

土木課長 矢 木 武 司 土木課主幹 渡 辺 真 之 明

建築住宅課長 八 重 信 幸 環境水道部長 三 宅 伸

下水道課長 角 田 琢 美

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和6年12月12日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第82号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第84号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
請願第4号	秦・井尻野大橋（仮称）架橋に関する請願書	採択すべきである

開会 午前10時0分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

本委員会の所管に属する部分を説明申し上げますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金4,833万8,000円につきましては、市場における米の不足及び米価の高騰の影響等により、ふるさと納税米の寄附申込件数が増加等したため、そうじゃのお米支援補助金につきまして1億723万8,000円を交付しようとするもの及び令和6年産米の買取り価格、JAの米概算金価格でございますが、1万5,000円を上回り、米農家支援事業補助金を実施しないことから、予算5,890万円を皆減しようとするものでございます。

続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第17節備品購入費の1,007万6,000円の増は、高齢化等により草刈りが困難な地域を支援するため、貸出用の草刈り機を購入するための費用でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の米農家支援事業補助金についてなんですけども、ちょっと質問なんですけど、これって1万5,000円を上回ったことになってるんですけども、これ実際その米の値上がりのことに関して、上がる要因として燃料費の高騰とか云々かんぬんがあると思うんですけれども、この部分で実際にその1万5,000円を超えたから補助を出さなくてもいいというところで、その金額がいいのか悪いのかというところの試算理由

とかってちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） こちらにつきましては、これまで米価の低迷等がございまして、それに伴いまして米農家支援を実施してきたというところでございますが、その目安として1万5,000円の概算金を下回る場合というふうに設定をさせていただいておりましたことから、今回実施しないこととなっております。その上で、委員おっしゃられました様々な経費、燃料代であるとかその他の物資につきましては、今回のこの補助は大きい意味では加味されておりますが、そのこと自体につきましては想定をしていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、ありがとうございます。

今後はこのままずっと燃料費とかがばあっと上がっていった場合に、結局米価としては上がるんですけども、実際の農家の収益的には下がってくる可能性もあると思うんですけど、その辺は何か対策をされる形になりますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） そうですね、今後の米価の動向であるとか物価上昇等につきましては、その状況を見ながら適切な支援が必要であれば行っていくというところを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 同じく第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、そうじゃのお米支援補助金なんですけれども、これ当初は4,550万円で、今回の補正で1億円つくということで、もともとの想定をかなり上回った寄附の申込みがあったということではあると思うんですけれども、もともとの想定していた量がどれぐらいであったか、追加がどれぐらいであるか、また、この補助金額そのものには変更があったかないかをお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算上の見込みの件数といたしましては、7,000俵を見込んでおりました。それに対しまして、米の物価高騰等によりまして申込みが非常に増えまして、今年度は令和5年産米と令和6年産米をふるさと納税の返礼品としてお送りするわけでございますが、合わせまして1万2,140俵の見込みとなっております。

あわせて、補助金の金額につきましては、当初、1俵当たり6,500円を見込んでおりましたが、様々な経費の上昇等を踏まえまして8,500円増の1万5,000円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 補助金額についてですけど、6,500円の予定が1万5,000円になったと、その確認なんですけども、1万5,000円になったということによろしいでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 8,500円上がったということなんですけど、燃料費等ということなんですけど、もう少し詳細な積算の根拠がありましたらちょっとお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 様々な経費が上がっておるところでございますが、この支援金自体は一般財団法人そうじゃ地食べ公社におけるふるさと納税米の安定確保、返礼品のお米の確保というところでは様々な事業に該当するものというところで支出をしておるところでございます。その中で、安定確保といいましても乾燥であったり調整、保管、そのほか水稻作の作付による確保の経費、あと一般財団法人そうじゃ地食べ公社として耕作放棄地を解消してさらにそこにふるさと納税米を作付していく、そのような様々な取組に対する経費を1俵当たり換算で行っておるところでございますが、今回、先ほど申し上げた様々な経費が上がっておるところの中で、一つの目安として概算金等につきましても令和5年産米と令和6年産米では8,500円程度上昇しておるような状況でございますので、そういったところも加味しまして、今後のふるさと納税米の経費を確保するという意味でこちらのような積算とさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 今後安定して確保するためということは、市内の米の供給量に不安があるというか、足りなくなるような状況があるというお考えなのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 供給量につきまして、すぐ足りなくなるということではございませんが、安定して確保していくために米農家を増やしていくとか、そういったことに充てていくというところがございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書21ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、土木一般経費についてであります。

最初に、先日本会議中に質疑もあったと思うんですけども、一つクリアになってないところ、

溝手議員から質疑があったんですけど、刈れる高さですね、高さについての回答が結局得られてなかったんで、まずはそこをお知らせください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

高さにつきましては、どちらかと言いますと高さというよりも太さですね。ラジコン草刈り機、自走式草刈り機のどちらもそうなんですけど、これらで一旦押し倒せるかどうかというところが焦点になってこようと思います。先ほど質疑の中にありました、セイタカアワダチソウ程度のものでもございましたら機械のほうで押し倒すことができ、機器の下にカッターがありますので、刈り高の3.5cmから10cmの間内であれば刈り取れるものだと思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 調書21ページの第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、土木一般経費のラジコン草刈り機についてなんですけども、これ質疑でもありましたけども故障時の部分でいろいろと、運用してみないと分からないところがあると思うんですけども、できるだけ丁寧に扱っていただきたいところがあると思うんですけども、例えば故障した場合に免責が5万円かかるとか、壊さないように使ってくださいよという意味合いもあって、何かしらペナルティーじゃないですけど故障したときの費用負担みたいなのがあったほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 太田委員の御質問に答弁させていただきます。

故障時の費用負担等につきまして、まずもってこの施策自体が草刈りの困難な地域への行政側の支援という形でございまして、基本的には故障時の費用負担というものはこちらが保険に入っていて、なるべくこちらのほうで対応したいというふうに思っております。故意かどうかというものは私たちが現場へは行っておりませんので、最終的には聞き取り等により判断するような形になるのかと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 市民の方を疑うわけじゃないんですけども、例えば又貸しをしてしまうとか、5日間有効期間を設けるのであればその間に様々な方の手に渡って使われていって、その間にいろいろあったりするのも困るので、何かしら最初はルール厳しめでいったほうがいいのではないかなと思っているんですけども、あくまでも最初は何もルール、制約的なものはつけずに貸し出すという形で行っていく予定でしょうか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 太田委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

当然のことながら禁止行為といえますか、又貸し等は当然禁止ですし、個人所有地等を刈ることも禁止行為として、まずはそういった禁止というところから明文化はさせていただこうかと思っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） もう一点、これ結構大きさにもよると思うんですけども、そこそこ重量のある物だと思うんですけども、この輸送に関して、昨日溝手議員も言われてましたけども、軽トラックを貸していただいて搬送ができたとか、その辺の軽トラックを持たれてない地域の方に対して何かしら、軽トラックを貸すであるとかということはしていただけるかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 太田委員の再度の質問にお答えさせていただきます。

現時点におきましては、基本的に輸送に係る費用におきましては使用者、利用者の方の負担ということで、もしお持ちでないようであればレンタカーを借りていただくなどのことを今現在は想定をしておりますが、これから制度を確定させていく上で参考とさせていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 例えば業者の方へお願いして、ここからここまで運んでくださいよというのは、それは当然地元負担なんですけど、そういうことは可能ですか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 太田委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

その際においては、必ず利用される町内会の方とか、そういった方も同乗した上で来られて、来られたときにも操作上の注意事項とかというものを説明させていただけたらと思いますので、そういったところは臨機応変に対応できたらと思っております。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 先ほどの続きの調書21ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費なんですけど、基本的なことなんですけど、この商品のイメージが湧かないんですよ。ラジコン草刈り機も自走式草刈り機もどういうふうな形なのか、カタログみたいなのがあって査定したのか、それこそ現物を見に行ってみて自分で運転してみたのか、その辺がよく分からないので。もし車でも何でも買うんだったら、選ぶときにそういうカタログみたいなのがあれば一番いいんですけど、私なんかも聞くだけではイメージが湧かなくて、自走式草刈り機といったらお掃除ロボットのようなもので、こっちで設定しといたら勝手に動くのかなとか、そういうイメージもあったり、ラジコン草刈り機だったらこういう、例えばドローンみたいにタブレットで操作してやるのか、それ

とも昔の無線みたいな感じでやるのか、ちょっとイメージが湧いてないんですけど、その辺はどのようなもんなんですかね。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の御質問に答弁させていただきます。

まず、ラジコン草刈り機につきましては、私の世代でいいますと、ラジコンカーとか、そういったいわゆるリモコンをこちらで持って操作をするといったようなものでございます。それから、ハンドルの自走式草刈り機につきましては、いろいろな場面で見られたことがあると思うんですが、通常の四輪で自走するものにハンドルがついておりまして、そのハンドルを持ちながら並走して草刈りをするものでございます。

性能等につきましては、実際に業者の方にデモを行っていただきまして、私たち地域応援課の職員、土木担当員、それから地域の方数名に一応見ていただいて、実際操作もしていただいて、私たちも操作をしたのですが、そうした中でこの機種に絞ったということでございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 分かりました。

自走式といってもハンドルがついてて、押していくのは一人で十分できるんですか、補助とかは要らずに。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきます。

自走式ですので、一緒に並走していただくような形になります。ハンドルを持った状態で、機械は斜面を走行すると。操作者は、例えば道路の路肩ですと、道路面を操縦者がハンドルを持ちながら平たい道を走行します。機械はバーがありますので、そのバーの下で機械が並走して一緒に走っていくということになります。当然のことながら一人でやっていただくという想定でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 例えば手押し車みたいな感じで、すぐ後ろについて押していくんじゃないかって、こういう感じで、そこに機械があつて、ハンドルがついてて、それは別に自分で動かさんでも真っすぐ行くようになったらそのまま真っすぐ行くんですか。やっぱりこっちで操作せんと駄目なんですか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきます。

ジェスチャーを交えて説明をさせていただければと思いますが、通常の草刈り機等はハンドルを持ちながら真っすぐ前に行くものでございます。そのハンドルの先、本体との接続点が回転するようになっておりますので、自分は真っすぐ向いてるんですけど斜面に本体がいます。バーでつながっておりまして、本体をぐるぐる回転することができますので、真横で操作していけるという形でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） そのハンドルの長さが3 mとかって言われたんですかね、最長。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 斜面の高さという面でいきますと、ハンドル式の場合は1.4mから2 mまでの伸縮が可能となっておりますので、並走できるその平地でこのハンドル式の機械を操作する上で安全性が確保されるのは2 mの高さまでということになります。先ほど答弁漏れがありましたが、自走式でございますので基本的には速度を3段階でレバーで調整をしまして、自分に合った速度で実際に自走しますので、それをハンドルを持ちながら並走して草刈りを行うというものになります。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） ということは、高さがある土手とかは逆にラジコン草刈り機を使って、斜面がそんなに高いところでないときはハンドル式のこの自走式草刈り機を使ってということなんですか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきます。

今回購入させていただくラジコン草刈り機、それからハンドル式の自走式草刈り機、こちらは併用も考えておりまして、2 mまでの範囲ですと作業者は安全な平地で2 mの高さまでその機械で刈れます。それから以降、刈れない部分をラジコン草刈り機で刈っていただくとか。実際にデモをしているときに、地元の方と土木担当員の意見として、これは二つを併用して使ったほうが便利ではないか、そういったような御意見もいただいた上での機種選定になっておりまして、深いところにつきましてはラジコン式ですのでぎりぎりまで行っていただく必要もないので、どちらとも安全面も考慮できるのではないかなと思っております。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 今説明してもらったので分かったんですけど、今回こういうものを買うということになると、さっきカタログの話しましたが、こういう商品なんだというのをプリントアウトしてもらってお配りいただけとったらすぐに目で見えて分かるので、今後こういうものを買うときにはこういうものでこれだけの予算がつくんだということで、改めて次の機会にはそうしていただけたら助かります。

ちなみにこれは、燃料はガソリンですか、混合ですか、軽油ですか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきます。

カタログ等につきましては、申し訳ございません、事前にちょっと御説明等をさせていただければよかったのかなと思っております。今後参考とさせていただけたらと思います。

燃料につきましては、ラジコン草刈り機が無鉛ガソリンです。ハンドル式の自走式草刈り機につきましては混合油になります。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） さっき刈れる草の高さは聞いたんですけど、木、雑木なんかが結構土手とか池の周り生えてるんで、刈れる太さはどうですか。これぐらいの直径2 cmぐらいから3 cmぐらいの雑木が結構生えてるんですけど、それも刈れますか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきます。

こちらのメーカーのほうにお聞きしても、この太さなら大丈夫だとか、そういったような、幾ら太くても枯れておれば、ラジコン草刈り機が約200kgありますので押し倒せる可能性もございますし、ここはちょっと一概にはメーカーのほうも言えないというところです。

先ほど最初に委員の御質問にお答えさせていただいたように、草刈り機で押し倒せる程度のものであれば、機器の下で刃が回っておりますので、その刈り高に応じて刈れるものだと思っております。

○委員長（三上周治君） 政策監。

○政策監（難波敏文君） 今、小西副委員長のほうからカタログというお話が出ました。建設部長がカタログ持ってますんで、委員長、もしよろしかったら休憩を取っていただければコピーをして配らせていただくということも可能なんですけれど、どうさせていただきますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 終わった後でもいいです。今欲しい。

休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時34分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） ありがとうございます。資料を見させていただきましたが、オペレーティングの講習会を何回かに分けてやっていかないと、多分先ほど小西副委員長が言われていたような話もみんな疑問に思う。まだこういうものを目にしていない人は。だから、年間通してそういった講習会をどのぐらい開く予定があるのかということをまずお聞きします。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 深見委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、導入時ですね、購入した際には初めてということもありますので2日間程度を予定をして講習会を実施させていただこうと思っております。それから後につきましては、こちらのほうは操

作上というところになりますので、年に一度するかしないか程度かなというふうに思っておりますが、これにつきましても今後詳細は詰めていきたいと思っております。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 今決まっているのはそういうことということで、今後使ってみないと分からんというのもあるでしょうし、我々が見てもこれはいいもんだなというのが分かりますんで、各地域やってみたいという方はおられると思うんです。このスケジューリングっていういろいろ大変でしょうけど、そういったことも計画は結構考えておられるんですよね。多分需要が多いのは週末とか。お年寄りの方も使えるでしょうけど、これ自重は何kgって書いとったかな。235kg。これ運ぶんですよ、車を持って行って、我々が借りるときにはそれを車に載せていくんだったら、多分2人や3人は最低でも行かないといけない。それと軽トラックも持って行ってというようなことがあると思うんで、そういう細かいことも我々ではなかなか分からないことがこれから生じてくると思うんですよ。そういうことはできるだけ早めに決めといていただきたいというのと、そのスケジューリングが分かればどういうふうな形で、競合したときに順番ですよというのは多分あると思うんですけど、そういうことも決められてるんだったらちょっと教えてください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 深見委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、スケジュールについてなんですが、今現在お話ししていることはあくまで課内等でいろいろ協議をした、あくまで予定という前提でお聞き願えればと思いますが、予約につきましては先着順ということを想定をしております。電話、窓口等で事前予約をしていただいて、当日貸出しを行うと。貸出しにつきましては、先ほど太田委員への答弁にもありましたが運搬に関してですけど、一般的な例としまして軽トラックでこの市役所等へ来ていただいて、軽トラックの荷台に積んでいただく。今回の補正予算の中で要求させていただいておりますアルミブリッジ、いわゆるバタ板ですね、これを購入するようにしております。自走式ですので軽トラックの荷台までは持ち上げることなく荷台には上がっていきます。運搬をしていただいて、下ろすときにもそれで下ろしていただく。作業をしていただいて、返却時も貸したときと同じような形で下ろして返却をしていただくという流れを今想定をしております。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） この間の質疑の中でも出てましたけど、借りた状態で返すというのは基本でしょうけど、掃除をどこまでするんかというような話も出てましたけれど、借りた状態でそのまま返しすると、そこはもうあまり細かいことは言いませんけど、そういうことでいいですよね。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 深見委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりで、基本的には貸したときの状態で返していただく。ちゃんと壊れてないかというところもありますし、清掃の件につきましては、ここでまた補正予算でブロワというもの

を要求させていただいておりますが、これは4台ということで、メーカーによりますと、ラジコン草刈り機はエンジンが結構な勢いで茂みの中とかにも入ったりできますので、その際にエンジン付近に草がたまって発火するというようなこともあるので、草刈りの途中においても何度かブロウによってそのエンジン周りの草を飛ばしていただくのがよいでしょうという意見をお聞きしておりますので、このブロウを導入させていただきます。返却時におきましては、外観的に草等が取れる状態、危険を伴うかもしれませんが、裏の刃の部分等に草が絡まった状態とか、そういったようなものぐらひは取って返却していただけたらなと思っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 私より申し上げます。

今回の委員会は草刈り機の購入予算についてでございますので、運用について詳しくはまた2月、年明けの所管事務調査等の別の機会を設けたいと思いますので、今日のところは購入予算についてのみお願いします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第84号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） それでは、議案第84号 市道の路線認定について御説明を申し上げます。

このたび認定しようとする路線は4路線でございます。井手及び三須地内で宅地開発に伴う3路線、中原地内で1路線を新たに市道として認定する必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき市議会の議決を経ようとするものでございます。

4路線の概要につきまして御説明いたします。

表右側の道路計画等の内容を御覧ください。

開発道路は開発区域内に築造される道路で、市に移管される３路線、既存道路は既に供用されております１路線でございます。道路の位置につきましては、１枚お開きいただき、資料として添付をしておりますので御確認ください。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第４号 秦・井尻野大橋（仮称）架橋に関する請願書の審査に入ります。

本件について当局から御意見等があれば御発言願います。

土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 請願書に対する市の見解でございますが、地元から出ている要望なので、市も陳情書を受け取っております。この要望については将来の可能性はあるかもしれませんが、これまで要望活動を行ってきた国道180号総社・一宮バイパスの開通や、日羽から美袋間の道路の冠水対策である総社防災の事業の実施などを考えれば、現時点での橋梁の建設はにわかに難しいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 本件について御意見等があれば御発言願います。

太田委員。

○委員（太田善介君） これ秦地区でありまして、私の出身地区でございまして、こういうものは要望していかなければ実現しないという根底があります。ぜひとも地元の方にも夢といいますか、実現に向けて御賛同いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三上周治君） ほかの委員の方、何かありますか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 先ほども当局側の方が言われたように、確かにこれは難しい話。こういう請願の中に入ってる文言として、県や国へ要望をお願いするという、私もこの文言が入ってなかったら、これはもうなかなか受け取るわけにいかんなどと思うんですけど、こうやって県や国へ、我々も将来のこの地域のために要望をしていくというのは、これは大切なことかなというふうに思います。実際これ総社市がすぐにどうのこうのという話じゃないので、私の意見としたらこれは認めるべきかなと思うんですけど、これは各個人で皆さん御判断いただければなというふうに思いますし、これは本当にすぐ総社市がどうこうできる話ではない、未来に向けて要望を県や国にしていきましょう、我々もじゃあそれを後押ししますよということで、これは採択ということで。これは私の個人的な意見でございますけど、皆さんに聞いてみてください。

○委員長（三上周治君） この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時57分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御意見はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 地元からの要望でもあるんですが、私が一番危惧しているのは、市議会がこういう委員会で採択し、そして県、国に要望上げるんですが、市議会はもう認めとんじやないかみたいな、認めとるのに何でどんどん働きかけないのかとか、おまえらのところが活動せんからとかというふうな言われ方をされるのをちょっと危惧しとるんですが、ほかの請願とか陳情と同じように、市議会で要望書を受けて、県、国へ要望出して、そっちでもやってほしいという意味の話であるんならば、私は丸かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に御意見はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 請願書の中にも国及び県に働きかけていただくよう請願するということですので、当市が実際に事業を行うということではなくて、働きかけを行っていただきたいという請願でありますので、これについては地元の要望どおりに行えばいいのではないかとこのように思っておりますので、採択の方向でいいのではないかとこのように思っております。

○委員長（三上周治君） 他に御意見はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） ほとんど皆さんと同じ意見なんですが、先ほどの小西委員ですか、言われておりましたが、我々がもしここでゴーサインを出した場合、総社市議会も一緒になって運動してくれとか、そういうようなことになるのを危惧されてるという御発言がありましたが、そこまで深刻に考えなくてもいいのではないかと。この文面だけの判断ですが、県、国に意見を上げるとき

に、ぜひ総社市議会のほうも応援してくれという、そこだけの趣旨だと信じておりますので、私としては認めてもいいんじゃないかと考えております。

○委員長（三上周治君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願いますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時1分